平成２１年（フ）第５１４号
愛知県一宮市昭和１丁目３番11号コーポカメヤマ201号
債務者　古崎　康美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７１２号
愛知県岡崎市真宮町６番地６　ファミール真宮102
債務者　籠谷　和宜
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
愛知県豊橋市野依台１丁目35番地１　Ｂ―101
債務者　渡會　元晴
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第７１号
滋賀県長浜市十里町274番地18
債務者　木村　福史
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
愛媛県今治市大新田町４丁目２番14号　エスポワールＢ―Ａ号、旧住所香川県丸亀市西平山町290番地２
債務者　古川健太郎
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第６４２号
岩手県紫波郡紫波町二日町字南七久保20番地２、旧住所宮城県柴田郡柴田町船岡中央３丁目４番21―１号　ノーテイスハイツアルファ102号
債務者　山口　峻一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１６号
盛岡市東中野字五輪１番地７　コーポ秀峰Ｂ202号、旧住所盛岡市本宮字谷地121番地ジャスミン103号
債務者　石川　義彦
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０９４号
さいたま市見沼区大字南中野691番地５
債務者　藤下　好美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３２号
さいたま市見沼区大字南中野918番地６
債務者　青木千香代
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
埼玉県川越市稲荷町21番地１　ベルメゾン稲荷町305号室
債務者　恩田　照美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９７号
埼玉県入間市大字野田428番地３　ベルピア元加治１―１―210
債務者　岡本　久二
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９８号
埼玉県ふじみ野市緑ケ丘１丁目８番22号
債務者　田熊ちづ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６００号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目８番９号、前住所埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番７棟305号
債務者　須藤美佐子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１３号
松江市八雲台１丁目15番26号
債務者　中野千八子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１５号
松江市福原町254番地４
債務者　案田　孝則
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０５号
大分県中津市大字牛神326番地２
債務者　岡田　純子（旧姓稲員）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２０年（フ）第４３５５号
札幌市北区北12条西３丁目１番地　ノースウィンド12―502号
債務者　小林　稔典
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部